

## 台風等に対する非常措置について

### 1 登校前に「京都南部」又は「京都・龜岡」に『特別警報』『暴風警報』が発令された場合

(1) 『特別警報』『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

(2) 『特別警報』が解除になった場合には次のような措置をとります。

午前0時までに解除になった場合 5校時より始業。  
13時35分より \*給食は中止  
5校時以降授業のない学年は登校の必要はありません。  
午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休校。

すべての登校班の  
集団登校 出発時刻  
13時05分

(3) 『暴風警報』が解除になった場合には次のような措置をとります。

午前7時までに解除になった場合 平常授業。  
午前9時までに解除になった場合 3校時より始業。  
10時35分より \*給食実施  
午前11時までに解除になった場合 5校時より始業。  
13時35分より \*給食は中止  
5校時以降授業のない学年は登校の必要はありません。  
午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業。

すべての登校班の  
集団登校 出発時刻  
10時05分

すべての登校班の  
集団登校 出発時刻  
13時05分

いずれの曜日も、下校時刻は6校時時間割の6校時終了後（15：10頃）に下校します。

1・2年生は、予定が5校時までの場合は5校時終了後（14：25頃）に下校します。

### (4) 『大雨警報』『洪水警報』が発表されている場合について。

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。（特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。）

### (5) 『避難勧告』『避難指示（緊急）』が発令された場合について。

水害の避難勧告等について、本校の校区である住吉学区は、「宇治川、桂川下流、鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。住吉学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

### 2 在校中（学校にいる間）に『特別警報』『暴風警報』が発令された場合。

(1) 気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。下校の安全が確認できるまで学校に留め置きます。措置の内容は、右記の方法で確認できます。

児童への対応を早急に進めるために、各家庭への電話連絡は原則として行えません。

配信メール未登録等確認ができない方は、担任の方へご相談ください。

PTA配信メール  
学校ホームページ...パソコン・  
携帯からご覧いただけます。  
(QRコード)



(2) 帰宅する場合は、年度初めに確認した緊急時下校調査にしたがって行います。

#### （緊急時下校先調査）

- (1) 自宅に帰る（保護者がいる）
- (2) 自宅に帰る（保護者不在）
- (3) 校区内の親戚宅に帰る
- (4) 校区内の友人宅に帰る
- (5) 校区内の近所宅に帰る
- (6) 学校待機

} 集団下校します

\* (1)から(5)は集団下校します。友人宅や親戚宅に下校する場合は、どの町別で下校するかを子たちに伝えておいてください。

\* (6) の児童は学校待機をしていますので、お迎えを宜しくお願いします。緊急時ですので、お迎えは早急にお願いいたします。

帰宅方法の変更は、すみやかに担任までお知らせください。

緊急時の下校方法や家庭での過ごし方等、ご家庭でも話し合っておいてください。